

新潟市立幼稚園預かり保育実施要綱

新潟市立幼稚園預かり保育実施要綱（平成17年4月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、「教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う教育活動（以下「預かり保育」という。）」を新潟市立幼稚園において実施し、質の高い保育の維持・発展を図り、幼児の心身の健全な発達を促すとともに、保護者の子育てを支援することを目的とする。

（実施体制）

第2条 預かり保育実施にあたっては、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第2号に掲げる基準に基づき、預かり保育担当職員を置くとともに、実施園の園長（以下「園長」という）の管理下において、園全体の教職員の協力体制のもとに実施するものとする。

（実施日及び実施時間）

第3条 預かり保育を実施する日は、幼稚園授業日、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始休業日の月曜日から金曜日までとする。

2 預かり保育の実施時間は、原則として、幼稚園授業日の教育時間終了後から午後6時まで、夏季休業日、冬季休業日、学年末休業日及び学年始休業日の午前9時から午後2時まで及び午後2時から午後6時までとする。

（預かり保育休業日）

第4条 預かり保育休業日は、次のとおりとする。ただし、都合により預かり保育休業日を変更し、又は臨時に休業することがある。

- （1）土曜日、日曜日
- （2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- （3）実施園の代休日
- （4）12月29日から翌年1月3日まで
- （5）学校閉庁日（学校人事課長が定める日をいう）
- （6）実施園において預かり保育を利用する幼児がいない日
- （7）その他園長が指定する日

（対象者）

第5条 預かり保育の対象は、預かり保育を実施する新潟市立幼稚園に在籍する幼児とする。

（利用手続き）

第6条 預かり保育を利用する保護者は、新潟市立幼稚園預かり保育利用登録書を園長に提出しなければならない。利用内容に変更が生じたときもまた同様とする。

- 2 園長は、前項による申込を受けたときは、その可否を決定し、当該保護者に通知するものとする。
- 3 預かり保育の利用の必要がなくなった保護者は、速やかにその旨を園長に届け出なければならない。

- 4 預かり保育を利用する保護者は、事前に預かり保育を利用する日時について園長に報告するものとする。
- 5 園長は、幼児又は保護者が保育上の指示に従わない場合、その他必要と認めた場合は、その利用を取り消すことができるものとする。

(預かり保育提供の記録)

第7条 園長は、預かり保育を提供した際は、提供した日及び時間帯、預かり保育の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(預かり保育利用料等)

第8条 預かり保育を利用した保護者は、預かり保育利用料等を負担しなければならない。

- 2 園長は、預かり保育利用料等を徴収する場合、あらかじめその額を設定し、保護者に説明を行ったうえで同意を得なければならない。
- 3 費用の額及び負担方法等については別表のとおりとする。

(領収書等の交付)

第9条 前条の規定による費用の支払いを受ける際、当該支払いをした保護者に対し、領収書を交付しなければならない。

(関係書類の整備)

第10条 園長は、次の各号に掲げる業務に係る関係書類について、日常的に整備するとともに、業務の完了後5年間保管しておかななければならない。

- (1) 日々の利用幼児の利用状況等に関する諸記録
- (2) 預かり保育利用料を徴収する場合にあっては、収納状況に関する帳票類
- (3) 業務の収支に関する帳票類

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、預かり保育の実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年8月22日から施行する。

別表（第 8 条関係）

（１）預かり保育利用料

実施日	実施時間	利用料（実施時間内定額）
幼稚園授業日	午後 2 時から午後 6 時	4 5 0 円
夏季休業日、冬季休業日、 学年末休業日及び学年始休業日	午前 9 時から午後 2 時	4 5 0 円
	午後 2 時から午後 6 時	4 5 0 円

（２）おやつ代・教材費等

1 回の利用につき、5 0 円

備考

- 1 利用した月ごとに集計し、当該月分の負担額とする。
- 2 事業を利用した保護者は、毎月当該月分の負担額を翌月の末日（1 1 月分にあつては、1 2 月 2 8 日）までに納入しなければならない。